

## 外国人就労を拡大する改正入管法について、初めの段階で新制度の在り方を正しくし、正確に実施することを求める意見書

外国人就労を拡大する改正入管法が4月1日に施行されます。5年間で14業種の労働者を34万人受け入れるということですが、その途中で高度技術者としての2号特定技能外国人に切り替われば、本人の永住権は得られ、日本語も分からない家族も連れてこられます。その家族が本当の親族かどうか、日本では調べようがありません。養子もいるでしょうから、どんどん入ってきます。国民の低出生率は急激には改善されないでしょうから、5年後にも、さらに5年後にも数十万人ずつ、そして家族も来れば忽ち1千万人を突破してしまうでしょう。国民として地域住民として私たちの不安は高まる一方です。

はじめの段階でその新制度のあり方を正しくしておく必要があります。以下の項目を実施していただくように政府にお願いいたします。

- 1 外国人労働者の国籍を限定してください。少数民族を弾圧したり、収容したり、臓器摘出をしている国からの受け入れは危険です。絶対に入れないでください。我が国の領土や領海に侵入を繰り返している国の人を入れないでください。日本の文化財を毀損する落書きや刻みを入れている国から人を入れないでください。歴史上日本人を大量虐殺した国の人を入れないでください。有事の際、国民に蜂起するよう義務付けている国から人を入れないでください。我が国や企業に徴用工へ賠償金をよこせと訴えたり、資産を差し押さえしている国の人を入れないでください。その労働者は必ず雇用してくれた会社に裁判を起こします。日本国内での犯罪率が高い国の人を入れないでください。「親日罪」のある国の人を入れないでください。反日教育をしている国から人を入れないでください。
- 2 政府統計のミスが大量に発生しています。昨年12月末に、閣議決定した「これから5年の不足人数と受け入れ見込み数」を集計しなおし、再検討してください。それが終わるまで受け入れをしないでください。報道によれば2017年10月時点で中国から372,263人、ネパールから69,111人、ベトナムから240,259人、フィリピンから146,798人であり、総計1,278,670人として諸外国と調整済となっていますが、
  - (1) 受入れ人数(2018年12月閣議決定)より多く受け入れないでください。
  - (2) 国民に知らせる前に諸外国と人数を決めないでください。
- 3 日本語試験、技術試験で不正が絶対出ないようにしてください。日本語試験を外国人に任せないでください。不正を行った受験者を2度と受験させないようにしてください。試験の合格証を偽装されないようにしてください。在留カードを偽装されないようにしてください。
- 4 失踪者が絶対に出ないようにしてください。失踪者が出たら直ちに捜索して、見つけたら送還してください。そのシステムを作ってください。一度送還したものを2度と入国させ

ないでください。ある業種から失踪者が出てそれを補うとして新たに受け入れをしないでください。

5 登録支援機関、登録実施機関の代表者及び役員は日本人に限定してください。それを戸籍謄本、マイナンバーなどで厳重にチェックしてください。

6 日本語試験合格者をすぐに日本に入国させないで、就職受け入れ先の登録実施機関の書類審査も合格した人だけを日本に呼び、面接させてください。受け入れ先の面接を失敗して不合格になった人はすぐに母国に帰国させてください。

7 受け入れ先が決まったら、直ちに技能試験管理システムに入力し、業種別技能試験受験可能者数を減らしてください。その技能試験管理システムが完成するまで受け入れはやめてください。これが遅れると受け入れ可能数以上に無職外国人が日本に在留してしまいます。

8 特定2号に必要な技能能力を明確にし、その試験を厳重にしてください。そうしないと永住者とその家族が殺到します。帯同できる家族は自己申告でなくDNA検査などで厳重に管理してください。

9 治安対策をこれから検討するのではなく、想定する種類に応じて防衛省自衛隊も含めて各種訓練をして国民に不安を与えないようにしてください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。